

# 訪問入浴介護事業 介護予防訪問入浴介護事業

## 重 要 事 項 説 明 書

当事業所はご契約者に対して訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会

美郷町介護事業所

## 1. 事業者

- ( 1 ) 法人名 社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会
- ( 2 ) 法人所在地 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙6番地1
- ( 3 ) 電話番号 0187-85-2294
- ( 4 ) 代表者氏名 会長 鈴木 諄 一

## 2. 事業所の概要

- ( 1 ) 事業の種類 指定訪問入浴介護事業  
指定介護予防訪問入浴介護事業
- ( 2 ) 事業の目的 介護保険法に従い、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に、適正な訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護（以下「サービス」という。）を提供します。
- ( 3 ) 名 称 美郷町介護事業所
  - ・秋田県0572610434号
  - 訪問入浴介護事業 平成16年11月1日指定
  - 介護予防訪問入浴介護事業 平成19年4月1日指定
- ( 4 ) 所 在 地 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙6番地1
- ( 5 ) 電 話 番 号 0187-87-6128（6129）
- ( 6 ) 管 理 者 高 山 文 美
- ( 7 ) 事業所の運営方針
  - 1. 在宅において、利用者の能力に応じた訪問入浴サービスを提供します。
  - 2. 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問入浴サービスを提供します。
  - 3. 提供する訪問入浴サービスの質の評価を行い、常にその改善に努めます。
  - 4. 事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- ( 8 ) 開設年月日 平成16年11月1日
- ( 9 ) 事業者が行っている他の業務  
当事業者は、次の事業も併せて実施しています。
  - 【居宅介護支援事業】 平成16年11月 1日指定
  - 【訪問介護事業】 平成16年11月 1日指定
  - 【地域生活支援事業】 平成16年11月 1日指定

【障害福祉サービス事業】	平成18年10月	1日指定
【特定相談支援事業】	平成24年11月	1日指定
【障害児相談支援事業】	平成24年11月	1日指定
【指定相当訪問型サービス】	平成27年	4月 1日指定
【訪問型サービスA】	平成29年	5月 1日指定

(10) 通常の事業の実施区域 美郷町及び大仙市（旧大曲市、旧仙北町、旧太田町）とする。

(11) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（土・日を除く祝休日は営業） ※但し、12月29日から翌年1月3日までの年末年始は除く
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間帯	午前8時30分～午後5時15分

(12) 提供するサービスの内容

利用者の入浴・洗髪・清拭・部分浴・その他の入浴業務（爪切りやヒゲ剃り等）

### 3. 職員の体制

当事業所では、契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	員数	職務の内容
1. 管理者	1名	事業所を代表し、業務総括の任にあたる。
2. 看護職員	1名	利用者の健康チェックを行い、医療的相談業務にあたる。
3. 介護職員	2名以上	サービスに関する介護業務の提供にあたる。

#### 4. 利用料及びその他の費用

- ( 1 ) サービス利用料の額（別表）は、厚生労働大臣及び大曲仙北広域市町村圏組合が定める基準によるものとし、当該訪問入浴が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載される割合に応じた額とします。但し、介護保険の適用がない場合（非該当）や介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合はサービス利用料金の全額負担となります。
- ( 2 ) 前記の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者または、その家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明したうえで利用者の同意を得るものとし、
- ( 3 ) 前記（ 1 ）の料金・費用は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月 15 日までに請求しますので、翌月末日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。
- 指定口座への振込み
  - 金融機関の口座からの自動引き落とし
  - 現金

#### 5. 利用の中止、変更、追加

- ( 1 ) 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止、変更または追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日まで事業所に申し出てください。
- ( 2 ) サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合があります。
- ( 3 ) 健康上の理由による中止
- ・利用者の健康上の理由により、サービスの提供をお断りすることがあります。その場合は、家族に連絡の上、適切に対応します。
  - ・サービスを中止した場合は、同月内であれば、他に利用が可能な日時を利用者に提示して協議します。

#### 6. サービス提供記録の保存

サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該サービスについて、利用者に代わって受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の方法により保存します

#### 7. 緊急時の対応方法

利用者のかかりつけ医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。又、緊急連絡先に連絡いたします。

利用者のかかりつけ医	氏名 所属医療機関の名称 所在地 電話番号	
事業所の協力医療機関	医療機関の名称 院長名 所在地 電話番号	仙南雁の里診療所 照井 哲 秋田県仙北郡美郷町金沢西根字上糠淵31番地1 0187-87-8500
緊急連絡先	氏名 住所 電話番号 連絡先	

- ( 1 ) 入浴前に看護職員が体調を確認し、入浴に適さない基準にある場合、本人又は家族の方が希望されても、お断りすることがあります。
- ( 2 ) 入浴中又は入浴直後に、体調不良になった場合
- ①職員で可能な対処をいたします。
  - ②かかりつけ医に連絡し、指示をもらいます。かかりつけ医が不在、又は連絡がとれない場合は、事業所の協力医療機関と連絡をとり対応いたします。
  - ③状態がたいへん不安定な場合で①、②ともに対応できない場合には、救急車で大仙市又は横手市の病院に搬送します。
- ( 3 ) サービス終了後、職員が帰った後で体調不良になった場合でも、必ず事業者にご連絡ください。
- ( 4 ) 入浴を行うにあたり、体調をお知らせ下さい。安全にサービスを行うために重要です。また、かかりつけ医からの入浴において指示がありましたら教えて下さい。

## 8. 秘密保持

事業所の職員は、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を遵守します。職員であった者が職員でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

## 9. 虐待の防止

- ( 1 ) 虐待防止のための指針の整備、また、対策を検討する委員会を定期的開催し、事業所の職員に周知します。

( 2 ) 事業所の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

#### 1 0. 身体的拘束等の原則禁止

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

#### 1 1. 災害等非常時への対策

自然災害や感染症発生時に備え、利用者が継続して訪問入浴介護の提供を受けられるよう、業務継続計画書（BCP）を策定し、定期的研修と訓練を実施します。

#### 1 2. 衛生管理

( 1 ) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備、また、対策を検討する委員会を定期的開催し、事業所の職員に周知します。

( 2 ) 事業所の職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修と訓練を定期的実施します。

#### 1 3. 損害賠償

サービスの提供によって利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

#### 1 4. 苦情処理

提供したサービス等に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適正に対応するため、苦情窓口の設置等体制整備を図るための必要な措置を講じます。

##### ( 1 ) 苦情の受付

当事業所に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

ただし、担当者不在の場合は、美郷町社会福祉協議会職員が受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[ 職 名 ]

管理者 高山 文 美

○電 話 番 号

0 1 8 7 - 8 7 - 6 1 2 8 ( 6 1 2 9 )

F A X

0 1 8 7 - 8 7 - 6 6 8 0

○受 付 時 間

毎週月曜日～金曜日 (祝休日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

( 2 ) 行政機関その他苦情受付機関 ( 祝休日を除く )

美郷町役場福祉保健課	所在地	仙北郡美郷町土崎字上野乙 1 7 0 番地 1 0
	電話番号	0 1 8 7 - 8 4 - 4 9 0 7
	F A X	0 1 8 7 - 8 5 - 2 1 0 7
	受付時間	午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 1 5 分
大曲仙北広域市町村圏組合 介護保険事務所	所在地	大仙市高梨字茂木 1 0 番地
	電話番号	0 1 8 7 - 8 6 - 3 9 1 0
	F A X	0 1 8 7 - 8 6 - 3 9 1 4
	受付時間	午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 1 5 分
秋田県運営適正化委員会 ( 秋田県福祉サービス相談支援センター )	所在地	秋田市旭北栄町 1 - 5
	電話番号	0 1 8 - 8 6 4 - 2 7 2 6
	F A X	0 1 8 - 8 6 4 - 2 7 4 2
	受付時間	午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 1 5 分
秋 田 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会	所在地	秋田市山王 4 - 2 - 3
	電話番号	0 1 8 - 8 6 2 - 6 8 6 4
	F A X	0 1 8 - 8 2 4 - 0 0 4 3
	受付時間	午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 1 5 分

1 5 . その他運営に関する重要事項

- ( 1 ) 事業所の会計は他の会計と区分し、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの会計期間とします。
- ( 2 ) 事業所には、設備備品、職員、会計に関する諸記録、個人台帳、その他訪問入浴サービスの提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から 5 年間保存します。
- ( 3 ) 事業所の運営規程の概要、職員の勤務体制、その他重要事項を見やすい場所に掲示します。
- ( 4 ) 事業所は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を確保します。
- ( 5 ) 事業所の職員等は、利用者または家族から求められたときは、身分証明書を提示します。
- ( 6 ) 事業所の職員は、サービス利用の強要、利用者から金品その他財産上の利益を受取しません。
- ( 7 ) この説明書に定めるものの他、運営上必要な事項は本会会長が別に定めるものとします。

以上

なお、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします

令和 年 月 日

サービスの提供の開始に際し、下記利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

美郷町介護事業所 説明者職氏名 ⑩

重要事項説明書に関する同意

重要事項説明者書に関して事業所より説明を受け内容について同意します。

令和 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

(代理人氏名 (続柄 \_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_) ⑩

家族代表 (続柄 \_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_ ⑩

《別 表》

4. 利用料及びその他の費用関係

負担額は負担割合証に記載される割合に応じた額とします。

下記金額は1割負担の場合です。負担額により金額は異なります。

【訪問入浴サービス利用料】

内 容	要 介 護	要 支 援
看護職員1名、介護職員2名以上で行う入浴	1, 266円	856円
清拭又は部分浴を行った場合	1, 139円	770円

◆その他加算料金について

介護報酬の加算の種類は次のとおりです。ご利用の際には負担割合証に基づき、加算額の1割～3割をご負担いただきます。

○初回加算 200単位

新規利用者への初回サービス提供前の利用調整の評価としていただきます。

○介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・利用者負担額

所定単位数×5.8パーセントを乗じた単位数

○介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）・・・利用者負担額

所定単位数×1.5パーセントを乗じた単位数

○介護職員等ベースアップ等支援加算・・・利用者負担額

所定単位数×1.1パーセントを乗じた単位数

介護職員の処遇改善のため、上記の掛け率で加算をいただきます。

詳細は、介護保険制度に則りケアプランにより決定されます。